

# 性能評価システムの 運用改善について

## （現行制度の概要）

- これまで仕様規定のみであったものを、ルートA(現行の仕様規定)、ルートB(性能規定)、ルートC(大臣認定)の3ルートに多様化
- 消防分野の新技术開発を促進し、防火対象物の高層・深層化、大規模・複合化に対応

### ルートA 仕様規定

（消防法第17条第1項）

消防法施行令第2章第3節に  
技術基準を規定

### ルートB 性能規定

（消防法施行令第29条の4）

ルートAに定める通常の消防用  
設備等と異なるものの同等の性  
能を有するものについて、通常  
の消防用設備等と代替可能と  
する技術基準

知見の蓄積

### ルートC 大臣認定

（消防法第17条第3項）

個別の建築物等ごとに、建築物  
の関係者等の申請に基づき、登  
録検定機関の性能評価を経た上  
で、特殊消防用設備等として総務  
大臣が認定するもの

## （課題）

消防用設備・機器等の開発・製造事業者からは、ルートCについて審査に要する時間について予見可能性に欠けることから活用しにくいといった意見や、新技术による設備の認定の効果が、個別の建築物等の単位にとどまらず、他の建築物等一般にも及ぶように、製品・システム単位での認証制度に組み替えることが望ましいとの意見がある。

## （対応）

個別の建築物等ごとに認定された特殊消防用設備等は他の建築物に設置されることが想定されるため、特殊消防用設備等の基本的な性能等を事前に明らかにしておくことで、ルートC(個別建築物等での評価・認定)に係る審査の合理化を図る。

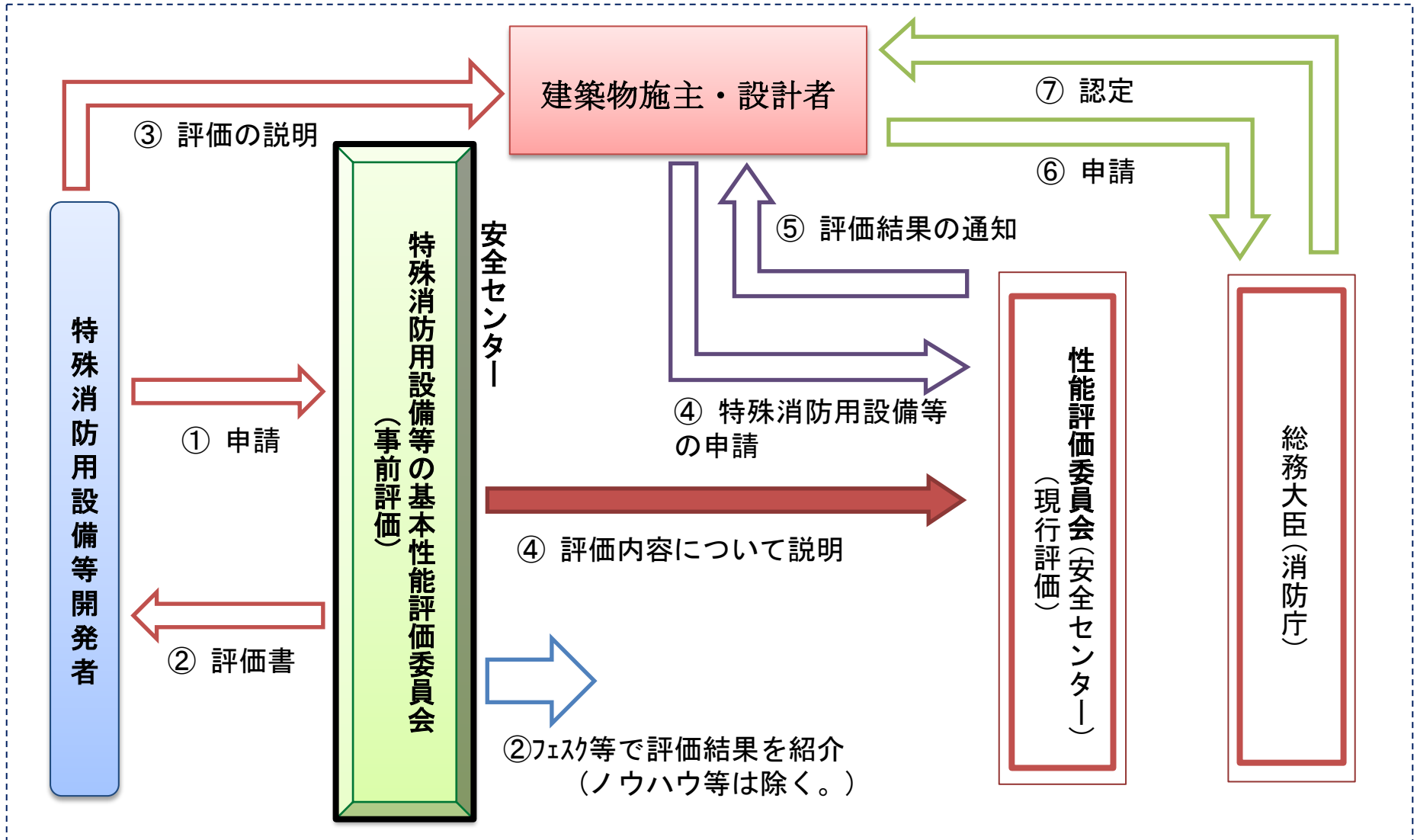
➡ 各登録検定機関において、類型評価を事前に行う枠組みを設置

「性能鑑定制度」(日本消防検定協会)

「特殊消防用設備等事前評価制度」(日本消防設備安全センター)

# 日本消防設備安全センターにおける「特殊消防用設備等事前評価制度」 (平成24年10月1日より運用)

## 制度フロー図





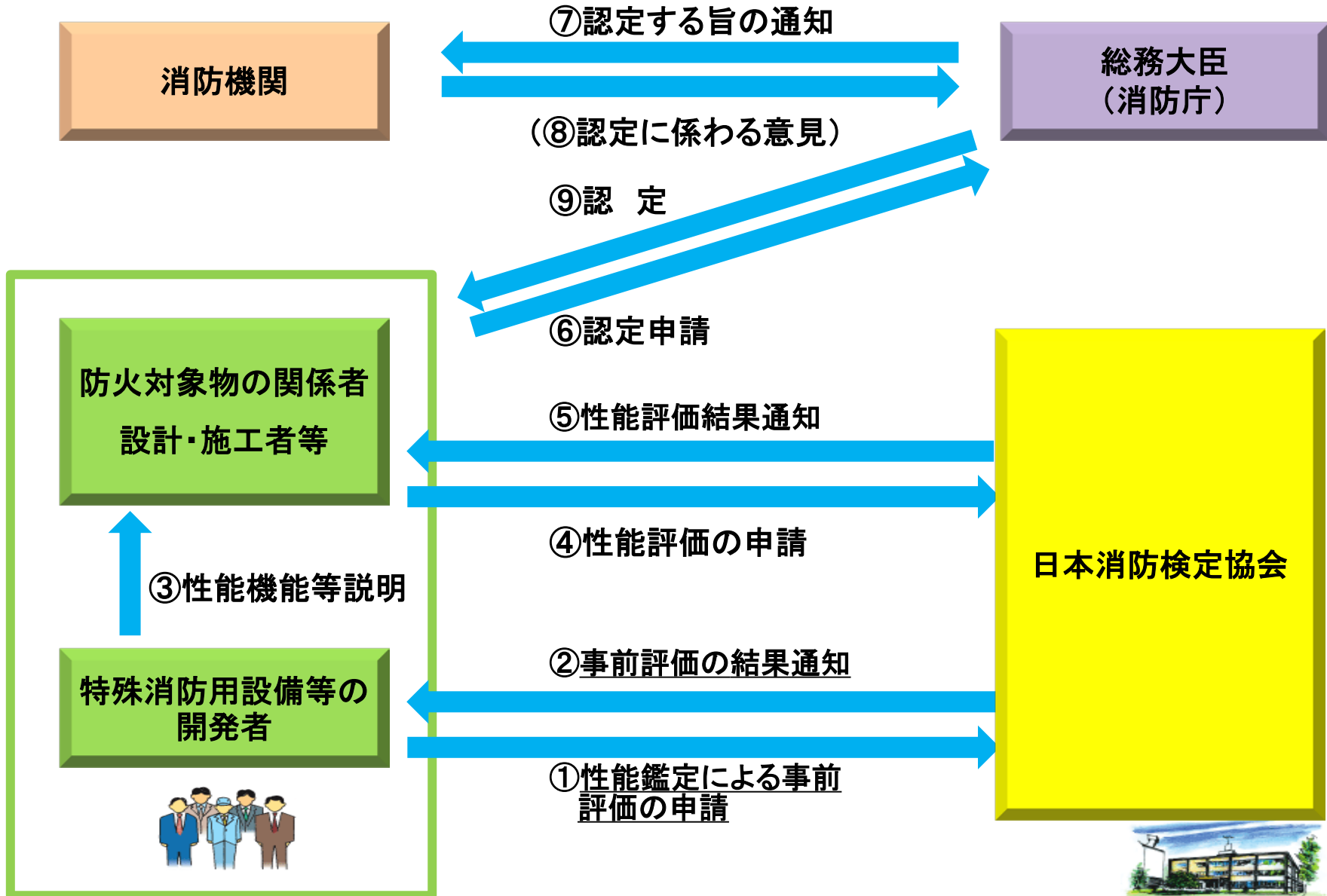
## 安全センターが考える事前評価を活用した性能評価のメリット (事前評価は現行の性能評価と同様の水準で評価)

- (1) 設置する防火対象物が決定される前に、開発した設備・システム等の性能等の評価を受けることができる。
- (2) 事前評価を受けた設備・システム等は性能評価を速やかに得ることができる。
- (3) **設備・システム等の開発者は**、開発した設備・システム等の性能レベルや有効性を客観的に施主・設計関係者及び消防機関に説明できる。
- (4) **消防機関は**、開発者等からの事前相談の段階で開発された設備・システム等の性能等について客観的に判断できる。
- (5) **施主・設計関係者は**、設備・システム等の性能等について客観的に判断できるとともに、大臣認定の可能性、工期等のリスクを低減できる。



日本消防検定協会における「性能鑑定制度」による事前評価

制度フロー図



# 日本消防検定協会が考える性能鑑定制度を利用した 性能評価のメリット

性能鑑定を受けた特殊消防用設備等については、

- ① 具体的に計画設計される防火対象物の関係者や設計・施工者等に性能機能等について、**評価されたものとして説明に活用できる。**
- ② 当該防火対象物の所在地を管轄する消防機関の関係者に対しても、**性能機能等についての説明に活用できる。**
- ③ 技術資料、リーフレット等を作成し、**関係者に情報提供できる。**



(ルートCに係る性能評価としての依頼)

## ■性能鑑定を受けた特殊消防用設備等を設置する防火対象物が 決定した場合

- \* 特殊消防用設備等が、防火対象物の用途・規模等の要件に適合しているかの確認
- \* 予め評価した設置基準に適合しているかの評価を実施